

学校法人松本学園

倫理委員会の組織及び運営に関する規程前文

学校法人松本学園（以下、本学園）の使命は、そもそも学生、園児及びその保護者との厳粛な在学契約に基づき、幼児の豊かな育ちを支援するとともに、幼児保育、介護福祉、看護にかかわる教育研究及び社会的活動を通して、その人らしさを支えるケア・スペシャリストの育成に取り組み、地域社会に貢献することにある。本学園は、基本的人権である人としての平等と自由を相互に尊重し合い、主体者である学生、園児の自己実現を最大限に発揮できるキャンパスを構築するものである。その使命を果たす上で、本学園の全構成員である学生、園児、保護者、役員、評議員、教員、事務職員は、本学園の良好な学校環境の構築とその円滑な組織運営を念願し、人間相互の関係を律する普遍的な倫理を深く自覚するのであり、その公正と信義によって、自他の人権を尊重し、また安全に配慮しようとするものである。

そのため、私たちは、本学園キャンパス全体の平和を維持し、そこにおけるパワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント及び差別その他の人権侵害をなくし、被害者の救済と加害者の更正を促すために、松本学園倫理ガイドライン及び同倫理委員会をここに設け、適正な措置を講じる。私たちは、その社会的地位や権威にかかわらず、いずれも自らのことのみ専心して他者を無視、抑圧してはならないのであって、人間関係を律する倫理の定めは普遍的なものであり、この定めに従うことは、自らの人権を享受し、他者と対等な関係に立とうとするすべての者の責務である。

本学園の全構成員は、自らの信義と名誉にかけ、全力をあげてこの倫理を実現することを誓う。

学校法人松本学園

倫理委員会の組織及び運営に関する規程

(倫理委員会の目的)

第1条 学校法人松本学園（以下、本学園）は、本学園におけるキャンパス・ハラスメント問題に対して適正な措置を講じるため、松本学園倫理ガイドラインを別に定めるとともに、松本学園倫理委員会（以下、倫理委員会）を置く。

一 倫理委員会は、理事・評議員会、教授会、職員会、幼稚園職員会から独立した組織として公正、中立な立場から本規則に定めるところの業務を行う。

(機能)

第2条 倫理委員会は、本学の学則、園則、就業規則、松本学園倫理ガイドラインに基づいて、本学園におけるキャンパス・ハラスメント問題に関して次の機能を担う。

一 申し立て人または申し立て代行人の申し立てを受け、個別具体案件に関する事実を調査究明する

二 申し立て人または申し立て代行人の申し立てを受け、被害者及び加害者に対する相談を行う

三 個別具体案件への対応方針を協議し、理事会へ報告または勧告する（個別具体案件に関する相当処分、再発防止策の勧告等を含む）

四 学生、園児、保護者、理事、監事、評議員、教員、事務職員に対して、一般的なキャンパス・ハラスメント問題発生防止のための取り組みを推進する（松本学園倫理ガイドラインに適った組織文化を醸成するための研修会、啓発・広報活動等を含む）

五 松本学園倫理ガイドライン、松本学園キャンパス・ハラスメントQ&Aの点検・更新

(構成)

第3条 倫理委員会は、原則として、理事会・評議員会より代表2名（ただし、学長は理事代表になることができない）、教授会より代表教員4名、職員会より事務員代表2名、幼稚園職員会より代表1名の内部委員で構成する。ただし、必要に応じて外部委員、学生委員を委嘱することができる。

一 委員が個別具体案件の当事者であった場合は、当該委員を除く委員で構成する。

二 倫理委員会は、個別具体案件に関する申し立てを受け、その必要に応じて調査委員を選任することができる。

三 調査委員会は、内部委員のほか、必要に応じて外部委員、学生委員を含めて構成することができる。

(内部委員の選任及び罷免)

第4条 倫理委員会は、理事会・評議員会、教授会、職員会、幼稚園職員会の各会議において選出された適任者を委員として選任する。

- 一 選任された理事、監事、評議員、教員、事務職員が、正当な事由によりその任を務めることができない場合は、代わりに別の委員を選任することとする。
- 二 倫理委員会は、選任した倫理委員が、学則、園則、就業規則、本規則及び松本学園倫理ガイドラインに違反した場合は、当該委員が任期未了であっても罷免することができる。
- 三 委員の選出方法は、別に細則で定める。

(外部委員の委嘱及び罷免)

第5条 倫理委員会は、必要に応じて外部委員として申し立て代行人のほか、弁護士等の法曹関係者、相談員を委嘱することができる。

- 二 倫理委員会は、委嘱した外部委員が、本規程及び松本学園倫理ガイドラインに違反した場合は、当該委員が任期未了であっても罷免することができる。

(申し立て人及び申し立て代行人)

第6条 申し立て人には、本学園における当該キャンパス・ハラスメント案件の当事者、すなわち、学生、園児、保護者、理事、監事、評議員、教員、事務職員になることができる。

- 一 申し立て代行人には、本学園における当該キャンパス・ハラスメント案件当事者の同意を受け、当事者に代わって本学園に被害等を申し立てる者のことをいう。
- 二 申し立て代行人には、当事者を除く学生及び園児の保護者、学生、理事、監事、評議員、教員、事務職員、医師等当事者の委託を受けた者になることができる。
- 三 申し立て人または申し立て代行人は、相談窓口、相談箱、電話、Eメール等を利用してキャンパス・ハラスメントに関する被害等を相談窓口申し立てることができる。

(相談窓口)

第7条 本規程第6条の三に掲げる相談窓口は、倫理委員が務める。

- 一 倫理委員は、自ら窓口として受けた個別相談案件について委員長に報告しなければならない。

(学生の意見表明権)

第8条 本学園の学生は、本規程第2条の四に掲げる取り組みに対して、その代表たる自治会を通して意見を表明することができる。

(保護者の意見表明権)

第9条 本学園の学生及び園児の保護者は、本規程第2条の四に掲げる取り組みに対して、その代表者を通して意見を表明することができる。

(委員の任期)

第10条 内部委員の任期は、原則として2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 一 外部委員、学生委員の任期は、倫理委員会から委嘱を受けた個別具体案件に関する活動が開始されてから終了するまでの期間とする。
- 二 倫理委員に欠員が生じた場合は、代わりに別の委員を選任する。当該委員は、前任者の残任期間を務めるものとする。

(運営)

第11条 倫理委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

- 一 倫理委員会における重要事項の決定は、出席委員の4分の3の承認を必要とする。
- 二 運営規程については、別途定め、倫理委員会の内規とする。

(委員長)

第12条 倫理委員会に、委員長を置く。

- 一 委員長は、委員の互選によって決定する。
- 二 委員長は、議長を務め、倫理委員会を招集する。
- 三 委員長が正当な事由により議長を務めることができない場合は、あらかじめ委員長が指名した者がその任を代行する。

(報告の義務)

第13条 倫理委員会は、個別具体案件に関する協議結果を理事・評議員会、教授会、職員会、幼稚園職員会に対して報告する義務を負う。

(理事会の役割)

第14条 理事会は、倫理委員会から報告または勧告を受けた個別具体案件について、教職員に対しては雇用者責任において、また、学生、園児及びその保護者に対しては在学契約当事者責任において、救済、調停、処分等の必要な措置を講じるものとする。

- 一 ただし、理事が個別具体案件の当事者であった場合は、当該理事を除く理事会で審議し、適正な措置を講じる。

(守秘義務)

第15条 倫理委員、申立て人及び申し立て代行人は、個別具体案件にかかわって知りえた個人情報または秘密を保持する義務を負う。委員を辞した後も、また、申し立て案件の処理が終了した後も、同様とする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成20年 5月 9日より施行する。

この規程は、平成22年12月22日から一部改正し施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から一部改正し施行する。